

特定非営利活動法人クローバー

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人クローバーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ人々が地域で自立して生活していける社会の実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援や障害を持つ人々の暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

(1) 特定非営利活動事業に係る事業

- ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ②障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ③児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ④障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- ⑤障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- ⑥障害(児)者の地域生活に関するサービス提供事業
- ⑦豊島区日曜教室事業
- ⑧各種研修・セミナー事業
- ⑨その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 正会員 | この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 |
| (2) 利用会員 | この法人の事業を利用するために入会した区内外の個人 |
| (3) 賛助会員 | この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体 |

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むのものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 死亡または失踪宣言を受けたとき
- (3) 法人または団体が解散したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、理事及び幹事は、社員総会において選任する。理事及び幹事は、社員総会において選任する。返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上7人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び幹事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(会議の種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものがこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会での表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会において報告しなければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び予算の変更は、理事会の承認を経て、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、総会の議決を経なければならない。

ればならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 31 条の 10（債権の申出の催告等）及び第 31 条の 12（清算中の特定非営利活動法人に

についての破産手続の開始)の公告は官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(事務局)

第50条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

平成15年1月7日一部改正

平成18年8月1日一部改正

平成20年8月1日一部改正

平成24年4月1日一部改正

平成25年4月1日一部改正

平成30年9月1日一部改正

令和 6年7月1日一部改正

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤井 亘
-----	------

副理事長	干台 佳代子
------	--------

理事	鈴木 美和
----	-------

同	藤井 里織
---	-------

監事	早川 貴雄
----	-------

同	金 亮子
---	------

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から15年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から15年3月31日までとする。

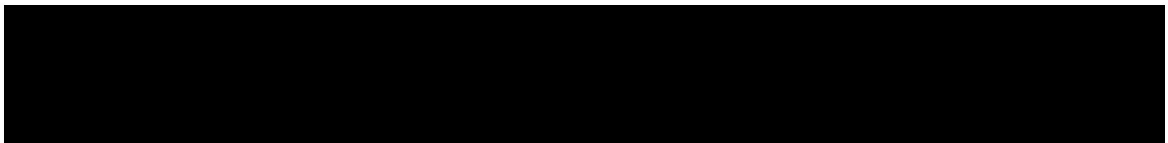
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 3,000円

(2) 年会費 2,000円（正会員及びサポーター会員）

5,000円（区内利用会員）

10,000円（区外利用会員）



2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人クローバー

1 事業実施の方針

2002年より、「地域の中で安心して暮らし続けられる社会」を目指して事業展開をおこなってきた。2002年から開始した「障害者余暇活動支援（レクリエーション）事業」は、ボランティアグループ時代の流れから「余暇の外出」を追求し、現在に至っている。また、2006年10月から開始した「短期入所（ショートステイ）事業」は施設に併設ではない単独型として都内で4カ所目である。

これまでの間、大きな事業改革は無かったが着実に地に足のついた活動を展開してきたという点においては相当の評価をしている。しかし、民間企業などが参入し障害福祉分野は「サービス化」が加速をしている現状もある。当法人としてはこれからの5年、10年を見据えた時に本来私たちが担うべき「福祉」が展開できていたか、地域に暮らす人たちは幸せに暮らし続けられているかを問わなければならない。そのため、設立してからの四半世紀である25年目の次年度に向けてこれまでの事業を見直し、経常赤字からの脱却を目指し、居住支援法人取得に向けての実績を積み上げることとする。

サービス提供では、居宅介護事業において長年活動されたヘルパーが退職したことに伴って利用者を他事業所に引き継ぐこととなった。移動支援事業においては、レクリエーション事業の完全復活に伴って参加者の回復があり、収入増につながった。

一方、年度当初に行政からレクリエーション事業と移動支援事業についての疑義を唱えられ、年度内にレクリエーション事業を別法人へ移管することとなった。

短期入所事業においては、コロナ禍の影響も見られなくなり、利用も着実に戻ってきた一年であるが、年度末に利用者が東北地方の入所施設に入られるなど生活の支えとなり得ることができなかったことを痛感した。

相談支援事業については、ここ数年、事務的な手続きや計画立案、モニタリングなどの実施がしっかりとできていなかったことにより、年度末近くに行政から「指導検査」を受けた。その結果、法人としても懸念していた事務的な事項の遂行がされていなかった点など多々指摘を受けた。年度を越えて改善報告をし、2024年度に向けて改善をしていくこととなった。

また豊島区から委託を受けている「日曜教室～つばさクラブ～」については、事業委託継続となり、一昨年発生した個人情報の紛失に伴い、持出管理簿などの記入、行政からのチェックなどが厳しくなったが、活動自体は受講生にとっても自分を発揮できる機会の提供となった。

広報活動については、以前よりストップしているホームページを改定することができなかったが、Instagramを活用した事業活動の発信を継続的におこなった。

法人事業全体で共通して、各事業所での情報の共有や地域の他事業所、相談支援機関などとのつながりや連携、ネットワークづくりなど、地域への働きかけを積極的に実施していく年度としたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,388】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	知的障害者・児童・居宅介護事業 (事業所:生活サポートセンターこっとん)	24時間 365日	都内近辺	30名	知的障害児・者	78名	605千円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	知的障害者・児童・短期入所事業 (事業所:こっとんはうす)	24時間 365日	当事業所内	8名	知的障害児・者	30名	1,210千円
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	知的障害者指定特定相談支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	3名	知的障害者	50名	363千円
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	3名	障害児	30名	242千円
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	一般的な相談支援	今年度は実施予定なし					
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	移動支援事業 日中一時支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	15名	知的障害児・者	30名	1,815千円
障害(児)者の地域生活に関するサービス提供事業	制度外サービスなど	今年度は実施予定なし					
豊島区日曜教室事業	豊島区日曜教室 椎名町チーム(豊島区学習スポーツ課委託事業)	今年度は実施予定なし					
各種研修・セミナー事業		今年度は実施予定なし					

(2) その他の事業 なし

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人クローバー

1 事業実施の方針

2002年より、「地域の中で安心して暮らし続けられる社会」を目指して事業展開をおこなってきた。2002年から開始した「障害者余暇活動支援（レクリエーション）事業」は、ボランティアグループ時代の流れから「余暇の外出」を追求し、現在に至っている。また、2006年10月から開始した「短期入所（ショートステイ）事業」は施設に併設ではない単独型として都内で4カ所目である。

これまでの間、大きな事業改革は無かったが着実に地に足のついた活動を展開してきたという点においては相当の評価をしている。しかし、民間企業などが参入し障害福祉分野は「サービス化」が加速をしている現状もある。当法人としてはこれからの5年、10年を見据えた時に本来私たちが担うべき「福祉」が展開できていたか、地域に暮らす人たちは幸せに暮らし続けられているかを問わなければならない。そのため、設立からの四半世紀である25年目の次年度に向けてこれまでの事業を見直し、経常赤字からの脱却を目指し、障害児通所支援や居住支援に向けての実績を積み上げることとする。

サービス提供では、居宅介護事業においては、短時間かつ固定での支援をおことわりせざるを得ない現状があり、サービスが受けられない利用者が増えてきている状況である。移動支援事業においては、長時間のレクリエーション等への派遣が見込まれるため収入増を目指す。

短期入所事業においては、昨年度、長期滞在の利用があったため、地域の中で少しでも長く暮らし続けてほしいという我々の願いが叶ったと同時に収入的にも増加した。今年度も同様に家庭での生活が続けられない状況になった方については積極的に受けていきたい。

相談支援事業については、「指導検査」を受けた後、体制を整え実施を継続しているが、定期的に内部での状況確認をしながら書類整備などに不備がないよう気をつけていきたい。

広報活動については、SNS発信、ホームページを改定し、事業活動の発信を継続的にこなしていきたい。

法人事業全体で共通して、各事業所での情報の共有や地域のお他事業所、相談支援機関などとのつながりや連携、ネットワークづくりなど、地域への働きかけを積極的に実施していく年度としたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,388】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	知的障害者・児童・居宅介護事業 (事業所:生活サポートセンターこっとん)	24時間 365日	都内近辺	30名	知的障害児・者	78名	605千円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	知的障害者・児童・短期入所事業 (事業所:こっとんはうす)	24時間 365日	当事業所内	8名	知的障害児・者	30名	1,210千円
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	知的障害者指定特定相談支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	3名	知的障害者	50名	363千円
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	3名	障害児	30名	242千円
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	一般的な相談支援	今年度は実施予定なし					
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	移動支援事業 日中一時支援事業	24時間 365日	利用者自宅及び関係事業所等	15名	知的障害児・者	30名	1,815千円
障害(児)者の地域生活に関するサービス提供事業	制度外サービスなど	今年度は実施予定なし					
豊島区日曜教室事業	豊島区日曜教室 椎名町チーム(豊島区学習スポーツ課委託事業)	今年度は実施予定なし					
各種研修・セミナー事業		今年度は実施予定なし					

(2) その他の事業 なし

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人クローバー

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			150,000
正会員受取会費（@5,000×10人）	50,000		
賛助会員受取会費（@5,000×20人）	100,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			552,000
受取補助金（居住支援特別手当（@120,000×4人）+（480,000×15%）	552,000		
4 事業収益			20,736,000
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益（930,000×12月）	11,160,000		
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業収益（720,000×60%）	432,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益（720,000×40%）	288,000		
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業収益	0		
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業収益（移動支援/日中一時）	8,856,000		
障害（児）者の地域生活に関するサービス提供事業収益	0		
豊島区日曜教室事業収益	0		
各種研修・セミナー事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			21,438,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
（1）人件費			23,862,620
給料手当	14,400,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
法定福利費	2,400,000		
福利厚生費	100,000		
未払法定福利費	6,962,620		
（2）その他経費			8,471,800
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	120,000		
旅費交通費	100,000		
車両費	120,000		
通信運搬費	700,000		
消耗品費（200,000×90%）	180,000		
食材費	700,000		
水道光熱費（450,000×90%）	405,000		
地代家賃（4,512,000×90%）	4,060,800		
賃借料（1,100,000×90%）	990,000		
保険料	250,000		
諸会費	100,000		
租税公課（140,000×90%）	126,000		
研修費	200,000		
支払手数料	160,000		
支払利息	160,000		
雑費	100,000		
事業費計			32,334,420
2 管理費			
（1）人件費			2,592,000
役員報酬（居住支援特別手当@10,000×12×3人）+（報酬@5,000×6人×4回）	480,000		
給料手当（事業費の10%）	1,600,000		
退職給付費用	0		
法定福利費	312,000		
福利厚生費	200,000		
（2）その他経費			690,200
消耗品費（事業費の10%）	20,000		
水道光熱費（事業費の10%）	45,000		
通信運搬費（事業費の10%）	40,000		
地代家賃（事業費の10%）	451,200		
賃借料（事業費の10%）	110,000		
旅費交通費（事業費の10%）	10,000		
減価償却費（事業費の10%）	0		
租税公課（事業費の10%）	14,000		
管理費計			3,282,200
経常費用計			35,616,620
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-14,178,620
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-14,178,620
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			-2,495,082
次期繰越正味財産額③-④+⑤			-16,673,702

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人クローバー

(単位：円)

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			150,000
正会員受取会費（@5,000×10人）	50,000		
賛助会員受取会費（@5,000×20人）	100,000		
2 受取寄附金			0
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			552,000
受取補助金（居住支援特別手当（@120,000×4人）+（480,000×15%）	552,000		
4 事業収益			23,820,000
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益（1,200,000×12月）	14,400,000		
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業収益（720,000×60%）	432,000		
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業収益（720,000×40%）	288,000		
障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業収益	0		
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業収益（移動支援/日中一時）	8,700,000		
障害（児）者の地域生活に関するサービス提供事業収益	0		
各種研修・セミナー事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			24,522,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			20,900,000
給料手当	14,400,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
法定福利費	2,400,000		
福利厚生費	100,000		
未払法定福利費	4,000,000		
(2) その他経費			8,471,800
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	120,000		
旅費交通費	100,000		
車両費	120,000		
通信運搬費	700,000		
消耗品費（200,000×90%）	180,000		
食材費	700,000		
水道光熱費（450,000×90%）	405,000		
地代家賃（4,512,000×90%）	4,060,800		
賃借料（1,100,000×90%）	990,000		
保険料	250,000		
諸会費	100,000		
租税公課（140,000×90%）	126,000		
研修費	200,000		
支払手数料	160,000		
支払利息	160,000		
雑費	100,000		
事業費計			29,371,800
2 管理費			
(1) 人件費			2,592,000
役員報酬（居住支援特別手当@10,000×12×3人）+（報酬@5,000×6人×4回）	480,000		
給料手当（事業費の10%）	1,600,000		
退職給付費用	0		
法定福利費	312,000		
福利厚生費	200,000		
(2) その他経費			690,200
消耗品費（事業費の10%）	20,000		
水道光熱費（事業費の10%）	45,000		
通信運搬費（事業費の10%）	40,000		
地代家賃（事業費の10%）	451,200		
賃借料（事業費の10%）	110,000		
旅費交通費（事業費の10%）	10,000		
減価償却費（事業費の10%）	0		
租税公課（事業費の10%）	14,000		
管理費計			3,282,200
経常費用計			32,654,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			-8,132,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			-8,132,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			
前期繰越正味財産額・・・⑤			-16,673,702
次期繰越正味財産額③－④+⑤			-24,805,702